

## 市長への要望書等の取り扱いの整理について

### 1 結論

市長への要望書(くらし人権課所管)と市長への提言(秘書広報課所管)について、以下のとおり取り扱いを整理する。

- (1) 市長への要望書は法人及び団体から、市長への提言については個人から提出されたものとする。
- (2) 市長への要望書の提出方法は市長への提言と運用を合わせ、電子での提出も可能とする。
- (3) 市長への要望書の回答様式を市長への提言回答様式と同様、押印不要、市長のサインを印字したものに変更する。
- (4) 機構改革に合わせ、市長への要望書の決裁の合議者を見直す。

【修正前】環境文化部長、くらし人権課、企画部長、企画部次長、企画防災課長、  
秘書広報課長、総務部長

↓

【修正後】環境文化部長、くらし人権課、企画部長、企画政策課長、秘書広報課長

### 2 受付の仕分け・整理

項目	① 市長への要望書	② 市長への提言	③ それ以外 (問い合わせフォーム等)
提出者	法人・団体	個人	法人・団体、個人
提出媒体	書面、電子	書面、電子	書面、電子
匿名	不可。差出人の住所、団体名、代表者名を明記	可	可
仕分けの条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市に対する要望で市長宛の文書</li> <li>・Logo フォームの市長への要望書様式から提出されていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面に「市長への提言」と明記されていること</li> <li>・Logo フォームの市長への提言様式から提出されていること</li> <li>・広報紙の市長への提言用紙を使用していること</li> </ul>	① ②に該当しないもの
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持参又は郵送</li> <li>・Logo フォーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言ボックス</li> <li>・持参又は郵送</li> <li>・Logo フォーム</li> </ul>	—
宛先	市長	市長	—
回答要否	明記されていること	明記されていること	各課判断
回答様式	要望書回答様式	提言回答様式	定めなし
受付担当	くらし人権課	秘書広報課	各課、各部

### 3 今後の予定

2月 3日(火)～3月 5日(木) パブリック・コメント  
4月 1日(水) 運用開始